## 相続対策は毎年の見直しを心がけましょう。

税法は、毎年改正があります。

最近の大きな改正は、「相続税の基礎控除額の引き下げ」です。

平成26年12月31日まで 「5,000万円+1,000万円×相続人の数」 平成27年以降 「3,000万円+ 600万円×相続人の数」

この改正によって、相続税申告の対象となる方が増えました。

つまり、平成27年以前に相続対策をされていた方は、 現在の税法では、対策が不十分の場合があります。

他にも、贈与の仕組みの見直しが検討されていたり、 最新の情報を把握したうえで、対策を行っていくことはとても大切です。

対策は行ったけれども、今後もこのままで大丈夫?と 少しでもご不安がある場合は、 是非、将来へ安心が持てるよう、専門家へご相談ください。

相続專門税理士 佐藤智春

Date





